



氏 名
佐藤 安信

事務所 長島・大野・常松法律事務所
住 所：〒102-0094
東京都千代田区紀尾井町 3-12
紀尾井町ビル
電 話：03-3511-6104
F A X：03-5213-2204

主 な 経 歴 (登録年月日、弁護士会活動や主な公益活動等)

1984年 東京弁護士会登録、佐藤法律事務所
1985年 高橋勉法律事務所
1988～89年 ハーバード・ロースクール 法学修士
1989～90 Cleary, Gottlieve, Steen & Hamilton (New York and D.C.)
90～91 Loef Claey's Verbeke (Amsterdam and Brussels) 91～ニューヨーク州弁護士登録
91～92 United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR) Canberra Office
92～93 United Nations Transitional Authority in Cambodia (UNTAC) in Phnom Penh
93～95 三井安田法律事務所
95～97 European Bank for Reconstruction and Development (EBRD) in London
97～2000 ロンドン大学 法学博士
99～2004 名古屋大学 (登録抹消後、名古屋弁護士会再登録、専門家仲裁人)
2004～現在 東京大学教授 (東京弁護士会登録替え) 日弁連国際交流委員など

主 な 取 扱 い 分 野

1.公害 2.日照 3.クレサラ 4.労働 (労・使) 5.行政 6.税務 7.借地借家
8.海事 9.倒産 10.独禁法 ①.涉外 12.親族 13.相続 14.著作権
15.工業所有権 16.医療問題 17.民暴 18.建築紛争 19.消費者 20.交通事故
21.PL 22.コンピュータ 23.労災 24.不動産取引 ②.金融取引 26.ドメスティックバイオレンス 27.セクハラ ③.その他 (難民・国際人権)

※該当する分野を選択してください。

あっせん・仲裁人のメッセージ

米国での留学と実務の後、国際機関などでの実務経験を生かし、国際および越境仲裁や外国人を当事者とする渉外関係の紛争案件の解決に微力ながら貢献したいと思っています。特に、国際金融は EBRD 時代に旧社会主義諸国の市場経済法整備に日本の大蔵省の技術協力として担当し（中央アジアを特に担当）、その後、ベトナムやカンボジアでの JICA ベースの法整備支援に貢献してきました。現在、JCAA の仲裁人リストだけでなく、ベトナム国際仲裁センター（VIAC）の外国人仲裁人リストにも掲載されています。

またロンドン大学では、日本、英国での仲裁法とその実務の比較、UNCITRAL の仲裁などを研究し、日本の仲裁法制定にも助言したり、EBRD 時代にキルギスタンで EBRD 時代にキルギスタンの仲裁法制定に関与し、その後名古屋大時代 JICA の専門家としてベトナムの仲裁法制定にも関与したりしております。

これらの経験を踏まえて、日弁連法務研究財団の研究として「弁護士会仲裁の国際化」という論文を同財団の紀要で発表しました。外務省の UNCITRAL 関係の委員なども務めて日本の仲裁制度とその実務の発展に貢献したいと思っています。現在、東京大学教授が専任ですが、長島・大野・常松法律事務所でも非常勤の顧問として実務への助言を行っています。

現在大学を拠点としながら、アジアにおける日本の投資の促進のために、あるいは汚職対策として越境的な仲裁の発展に取り組んでおります。

当会は、貴職から頂いた個人情報を以下の目的で利用及び第三者への提供をすることがあります。

1. 上記でいただいた情報をあっせん人・仲裁人候補者名簿に登載するほか、紛争解決センターでのあっせん手続・仲裁手続において、当事者があっせん人・仲裁人の選択を希望する場合、あっせん人・仲裁人候補者名簿の閲覧、交付等による提供を行います。
2. 委嘱した事件の書類等の送付・事務連絡のために利用し、当事者に提供することがあります。
3. 各種事務連絡、研修等ご案内を行うために利用することがあります。